

第1章 子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち【子育て・教育】

施策の目的

- 子どもたちが健やかに成長できるようにすること。
- 支援を必要とする子どもやその家族の支援をすること。

関連する計画 ▷ 幸手市子ども・子育て支援事業計画 幸手市障がい児福祉計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 子育て総合窓口*の相談件数	件	4,470	4,800
② 育てにくさを感じた時に相談先を知っている親の割合	%	74.1	90.0

現状と課題

- ・ 少子化、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、ひとり親世帯の増加など子どもとその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を図ることや安心して産み育てていくための環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の中で安心して子育てを行うことができるよう、子育て総合窓口*では、妊娠・出産・子育てに関する相談を行っています。また、子育て世帯の交流活動を活性化するため、子育て支援センターや児童館で親子の交流の場を広げる活動を行っています。
- ・ すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の充実や質の向上に努める必要があります。
- ・ 児童虐待や子どもの貧困など、特別な支援を必要とする家庭に対して、要保護児童対策地域協議会などの関連機関や地域・団体と連携し、早期発見、早期対応による子どもを守る取り組みなど、要保護児童対策の強化を図る必要があります。
- ・ 子育て世帯の負担軽減を図るため、現在、中学3年生までの医療費の無料化などの経済的支援を行っています。引き続き子育て世帯のニーズを見極めながら必要な負担軽減策を図ることが求められています。
- ・ こんにちは赤ちゃん訪問、産後ケア事業、乳幼児健診など子どもが健やかに成長できるよう母子保健事業を実施しています。今後も乳幼児を取り巻く環境を把握しながら、母子保健事業の充実を図る必要があります。

- ・障がいのある子どもに対する障害児通所支援※の利用者数が増加しています。引き続き、保健師や家庭児童相談員、相談支援事業所などの連携により、適切な支援を行っていくことが必要です。

施策の内容

1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

- ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、幼稚園や放課後児童クラブなどの事業の需要見込み量や提供体制を含む地域子ども子育て支援策を、関係機関・関係団体と連携して推進します。

2) 切れ目のない支援体制の充実

- ・子育て総合窓口※の充実を図るため、専任スタッフによる妊娠・出産・子育てに関する情報提供や助言、関係機関との連絡調整など、総合的な相談支援および各種申請の受付をワンストップで行うことで、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を推進します。
- ・市民のニーズに合った育児に関する地域資源の情報提供を行い、円滑に必要な支援が提供されるよう、医療・子育て・教育などの関係機関と連携、調整を図りながら、支援を行います。

3) 幼児期の教育および保育サービスの充実

- ・幼児期の子どもが発達段階に応じた教育や保育を受けることができるよう、継続して教育や保育の充実や質の向上に努めます。
- ・幼児教育の向上や特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園に対する運営の支援を実施します。

4) 子どもを守る体制の充実

- ・要保護児童対策地域協議会などにより、関係機関や地域・団体と連携し、児童虐待への早期発見・早期対応や子どもの貧困などから、子どもを守る取り組みなど、要保護児童対策に努めます。

5) 子育て家庭への経済的支援の推進

- ・中学3年生までの医療費の無料化や学校給食の補助事業を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・母子・父子家庭を対象に、ひとり親家庭等医療費支給事業や母子・父子家庭自立のための支援事業の充実を図ります。

6) 母子保健事業の充実

- ・不妊検査費・不妊治療費の助成や妊婦健診の費用助成を実施することで、経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。
- ・産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業などを引き続き実施するとともに、切れ目のない支援体制の一環として、新たな母子保健事業の導入を検討します。

7) 支援を必要とする子どもとその家族への支援

- ・障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの保育や教育の充実を図り、関係機関による連携体制の整備を推進します。
- ・療育が必要な子どもに対して、障害児通所支援※などの利用支援を行います。
- ・地域における障がいのある子どもや発達が気になる子どもとその家族に対する支援、障がいのある子どもなどを預かる施設などへの支援の充実を図るため、児童発達支援センター※の設置について検討します。

協働の役割

市民・事業者等	・地域全体で子どもを育てるという意識を持ち、積極的に子育てに協力します。 ・子どもと高齢者が交流する機会をつくります。 ・地域で子どもたちを見守っていきます。 ・障がいや障がいのある子どもに対する理解を深めます。
行政	・子どもと親の子育ての拠点となる場を提供します。 ・児童虐待などの発生防止と早期発見、被害児童への迅速な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心として、地域、関係機関と連携します。 ・子育てについての相談、情報提供を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 ・障がいや障がいのある子どもに対する支援に関する情報を提供します。



■ 子育て総合窓口



■ 子育て支援センター

施策の目的

- 保護者が仕事と子育ての両立ができるような環境をつくること。
- 地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を見守る環境をつくること。

関連する計画 ▷ 幸手市子ども・子育て支援事業計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 保育所待機児童	人	0	0
② ファミリーサポートセンター※の提供会員数	人	152	200

現状と課題

- ・本市では、2015（平成 27）年3月に「幸手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同計画に基づき第二保育所の移転建設や民間保育園2カ所の新設への支援を行いました。また、2017（平成 29）年度4月には市内すべての小学校に放課後児童クラブへの設置が終了しました。
- ・保育所の待機児童は2018（平成 30）年度4月時点ではいませんが、周辺市町では待機児童が発生していることや、同計画の策定に伴う保育ニーズ調査の就学前児童の母親の5割が「未就労」ですが、そのうち過半数は就労意向がある結果からも引き続き保育サービスの充実が求められていることがわかります。
- ・働く子育て世帯のニーズの多様化により駅周辺への保育施設の設置、一時保育や延長保育の充実、病児保育室の実施などニーズに合わせたきめ細かな支援体制が求められています。

施策の内容

1) 保育施設整備の推進

- ・保護者の就労形態の多様化に伴い、働きながら安心して子どもを預けられる保育環境について、関係機関と連携し整備を推進していきます。
- ・幸手駅周辺に保育ステーションを設置し、駅を利用する子育て世帯の保育施設のニーズに対応します。
- ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所での一時保育、延長保育、病児保育などの利用者のニーズにあった保育所運営に努めます。

2) 放課後児童クラブの充実

- ・市内 11 カ所の放課後児童クラブの適切な運営を行っていくとともに、利用児童が増加傾向にある放課後児童クラブについては、適切な保育環境の整備を推進していきます。

3) 地域の子育て環境の充実

- ・子育て支援センターや児童館などで、親子の交流の場を広げる拠点としての充実を図ります。また、保育所において地域の特性にあった子育て支援事業を展開します。
- ・母親学級同窓会や子育てサークル活動を通じて、親子交流や育児情報交換を促進します。
- ・ファミリーサポートセンター※事業の会員同士による子育ての相互援助活動の支援を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・すべての市民が子どもの成長に関心を持ち、健やかに育つよう、地域活動などを通じて子育てに協力します。 ・地域において、子どもと交流する機会を積極的につくります。
行政	・児童を安心して預けられるよう安全な施設運営に努めるとともに、働く子育て世帯のニーズにあった保育施設の運営に努めます。 ・子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境整備を行います。



■ 幸手市立第二保育所

施策の目的

- 主体的・対話的で深い学びによって基礎学力や体力が身につく、豊かな心がはぐくまれる教育の充実を図ること。

関連する計画 ▷ [幸手市教育大綱](#) [幸手市教育行政重点施策](#)

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 主体的・対話的で深い学びの視点における授業改善の推進の達成度	ポイント	4.0	4.5
② 新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(ABC)の児童・生徒の割合	%	小 85.7 中 85.2	小 87.7 中 87.2
③ いじめの解消率	%	66.6	100
④ 100人当たりの不登校児童・生徒数	人	小 0.3 中 3.1	小 0.2 中 2.1

現状と課題

- ・子どもの生きる力をはぐくみ、将来を担う子どもの個性を活かし、伸ばしていく教育を推進することが求められています。
- ・学力の向上については、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、自ら学び、考える力の育成をすることが引き続き課題となっています。
- ・時代の変化に応じた新しい教育に対応するため、教職員の資質・能力向上のための教職員研修を継続的に行う必要があります。
- ・個別に対応が必要な子どもたちに対しては、自立と社会参加を見据えて、必要な指導や支援を受けられるような場を提供することが求められています。
- ・いじめや不登校の問題に対して、早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもや保護者が学校生活への不安やさまざまな悩みを相談できる体制の充実を図る必要があります。
- ・幼稚園・小・中学校において行っている地域と連携した特色ある教育を推進し、学校・家庭・地域の連携・協働による教育を推進していく必要があります。

施策の内容

1) 基礎・基本の充実

- ・新学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、能力を育てるよう、大切な事柄についての繰り返し学習や教材・教具の整備などを行います。
- ・主体的・対話的で深い学びを通して、自ら学び、自ら考える基本的な力を育成し、個性を生かし、伸ばしていく教育を推進します。

2) 時代の変化に応じた教育の充実

- ・地域の人材や資源を活かし、地域の皆さんと協働・連携しながら特色ある学校づくりを推進します。
- ・情報化社会・グローバル社会に対応できる人材を育成するICT※（情報通信技術）教育、プログラミング教育、外国語および外国語活動を充実させます。
- ・市の将来を担う子どもたちが、勤労意識・職業意識を持ち社会人として自立できるようにキャリア教育※などを推進します。
- ・同和教育やその他の人権問題の解消を目指し、関係機関と協力しながら、人権教育を推進します。

3) 指導体制の充実

- ・教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に行い、教員の指導力の向上を図ります。
- ・学習指導方法、体力向上、外国語活動などの研究を積極的行い、研究成果を各校の教育活動に生かした指導を行います。

4) 教育相談の充実

- ・スクールソーシャルワーカー※の配置、また市内全中学校にスクールカウンセラー※、相談員を配置し、児童・生徒・保護者から相談対応を常時行うことで、相談体制の充実を図ります。
- ・心すこやか支援室（適応指導教室）に教育相談員、支援員を配置し、不登校児童・生徒や保護者への教育相談や学習支援を行います。

5) 特別支援教育の充実

- ・市内小・中学校、幼稚園、保育所および関係課との連携を密にし、早期から就学相談の実施や障がいの程度に応じた指導・支援など、きめ細かい特別支援教育などに取り組みます。
- ・特別支援教育に関する研修を推進し、教員の資質向上に努めます。

協働の役割

市民・
事業者等

・子どもたちの個を生かした学力・能力の向上に学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。

行政

・地域と一体となった学力向上が図れるよう、関係機関と連携して取り組みます。



■ 外国語教育



■ さってアフタースクールの様子



■ スクールガードによる登下校の見守り活動

施策の目的

- 学校教育環境を整備することで、子どもの自ら学ぶ意識を高めること。

関連する計画 ▶ 幸手市教育大綱 幸手市教育行政重点施策 幸手市公共施設等総合管理計画※

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① トイレを洋式化した学校数	校	4	12
② 児童一人当たりのスクールガード※数	人	0.15	0.20
③ 子ども110番の家※設置件数	件	665	700

現状と課題

- ・安全で快適な学校教育環境を確保するために、今後とも校舎や体育館について計画的に大規模改修を実施していく必要があります。さらに、児童・生徒の健康維持や安全確保を図るために、教室、トイレ、体育施設などについて補修や改修を推進する必要があります。
- ・一部の学校を除き児童・生徒数の減少が進んでいるため、学習面や生活面でのよりよい教育環境を整備するため、必要に応じて学校の統廃合を含めた小・中学校の適正配置の検討を行う必要があります。
- ・世帯の所得状況などに応じて、経済的に就学が困難と認められる児童・生徒の保護者へ必要な援助が求められてます。今後も、だれもが安心して学ぶことができる教育環境づくりを目指す必要があります。
- ・子どもの安全を確保するため、子ども110番の家※設置や、各学校におけるスクールガード※の確保、多様な主体による防犯パトロールを実施しています。今後も、地域と連携した子どもの安全確保を行う必要があります。

施策の内容

1) 総合的な教育行政の推進

- ・学校の統廃合や学区の見直しも含め、必要に応じて柔軟な学校環境の見直しを行います。
- ・児童・生徒の情報活用能力が育成できる環境および教員一人ひとりが力を最大限発揮でき、子どもと向き合う時間を確保できる環境の整備に努めます。

2) 学校施設の整備・改修

- ・老朽化した学校施設の改修や長寿命化を検討し、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保に努めます。

3) 安全で安心な学校給食の運営

- ・保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進するため、一定の要件のもと、学校給食費の補助を行います。
- ・食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しての対応マニュアルの見直しや変更を適宜行い安全で安心な給食の提供に努めます。
- ・地場産食材である幸手産農産物の活用にも努めます。

4) 就学・進学支援

- ・経済的理由により就学困難な児童・生徒の教育環境を確保するため、学用品費や給食費などを対象に財政支援による就学援助を行います。
- ・経済的理由により就学困難な生徒の教育機会を確保するため、高等学校、大学、専修学校などに入学する人の保護者に対して、入学準備金貸付の進学支援を行います。

5) 地域との交流の推進

- ・学習内容に応じて、専門的な知識・技能をお持ちの保護者や多様な経験や専門性を有する地域の人々の協力をいただきながら学習を進めていきます。
- ・地域の施設や事業所、会社などの協力をいただきながら、校外での学習を進めていきます。
- ・交通安全講習会、避難訓練、防犯教室を警察署と連携して行い、児童・生徒の防犯防災に対する意識の啓発を行います。
- ・地域の防犯パトロールや見守り応援団により、安全な地域の形成に努めます。
- ・通学路の安全点検をPTAや警察署と共に行い、安全マップの作成を行います。
- ・スクールガード※・リーダーを中心とした登下校の見守りや子ども110番の家※の小・中学校の連絡会を開催します。

協働の役割

市民・事業者等	・各家庭で子どもの教育に積極的に取り組みます。 ・学校給食の重要性を理解します。 ・地域で子どもたちを見守り、体験学習など地域でできる教育に協力します。 ・行政が行う教育に対する関心をもち、情報収集に努めます。
行政	・子どもが多様な体験をできる場を提供します。 ・教育行政の情報発信、提供、周知を行います。

施策の目的

- 青少年が心豊かな人間性や社会性、協調性を身につけていること。
- 青少年が健やかに育つ環境をつくること。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 放課後子ども教室の指導者数	人	5	15
② 家庭教育学級の開催団体数	件	11	15
③ 非行防止パトロールなどの従事者数	人	15,374	18,000
④ 青少年による犯罪件数	件	19	15

現状と課題

- ・ 青少年による犯罪件数は近年減少傾向となっていますが、インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、各種サイト、SNS※などを利用する一方、これらを利用したいじめや犯罪、プライバシー上の問題などが発生していることへの対応が求められています。
- ・ 青少年の活動については、スポーツ少年団や子ども会などの団体を中心に行われています。少子化により組織の継続率の低下が課題となっていますが、家庭、学校、関係団体などと連携しながら、団体の育成、活動の活性化、地域の青少年を育成する意識の啓発などの取り組みを引き続き行っていくことが求められています。

施策の内容

1) 青少年活動の充実

- ・ 青少年健全育成のために、家庭・学校・地域・行政が連携を図ります。
- ・ 青少年や青少年団体の活動を支援するとともに、青少年活動への安全対策を推進します。
- ・ 放課後子ども教室の拡充および指導者の増加に努めます。
- ・ 青少年団体の指導者の発掘・育成に努めます。
- ・ さって子どもセンターでは、子どもの体験活動推進のため、情報紙の発行および学校の夏休みなどの長期休業中に事業を実施します。
- ・ 子どもの郷土愛を深め、生きる力や探究心を養うため、大学や関係団体と連携し、子ども大学を開催します。

2) 家庭教育の推進

- 家庭教育の充実を図るため、市内幼稚園、小・中学校PTAの家庭教育学級の開設を推進します。
- 家庭教育アドバイザー※の活用を図るため、普及啓発を行います。
- 親子で参加できる家庭教育講座を開催します。

3) 非行防止活動の充実

- パトロールや啓発活動など、地域との連携により青少年の非行防止や環境浄化に努めるとともに、地域での見守りの活動を推進します。
- 中学校、高等学校と連携し、青少年の薬物乱用防止に関する啓発を行います。
- インターネットによる未成年の犯罪被害を防止するため、青少年および保護者に関する講習会や情報提供を行います。

協働の役割

市民・事業者等	• 青少年が健やかに過ごせるよう、地域の子どもに関心をもって接します。 • 青少年が犯罪に巻き込まれないように、地域全体で子どもを見守る体制づくりとともに、生活環境の整備に努めます。
行政	• 未成年者の健全育成および犯罪被害抑制のため、地域や保護者への啓発活動を行います。 • 市民や事業者などと協力し、青少年の安全・安心な居場所を確保します。



■ 放課後子ども教室（和太鼓）